

令和5・6年度 物品・役務提供等入札参加資格審査申請要領（追加申請）

中讃広域行政事務組合

中讃広域行政事務組合へ物品・役務提供等の入札参加資格審査の申請をしようとする者は、下記の要領により申請すること。この申請による入札参加資格の有効期間は令和5年4月1日以降の申請日～令和7年3月31日までとする。なお、この要領において、「営業所」とは本店(本社)・支店(支社)・営業所等をすべて含む。

記

- 1 提出部数 1部
- 2 提出方法 新型コロナウイルス感染症防止対策として、全ての事業者に対して原則郵送による受付とします。
ただし、やむを得ず持参する場合も可能としますが、対面での審査は行わず、受領のみとします。

●郵送の場合：封筒の表面に「入札参加資格審査申請書在中」と明記し、一般書留又は簡易書留（レターパックも可）により送付すること

●持参の場合：9時～17時（12時～13時を除く）

●共通事項：A4のフラットファイル(色不問)に「5 提出書類」の順番に綴じて提出のこと
郵送・持参問わず受付票を返信するので必ず宛先を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を同封すること

3 受付場所及び送付先

〒764-0021

香川県仲多度郡多度津町堀江五丁目11番地

中讃広域行政事務組合 企画課 財政係

- 4 記入方法 黒のインク又はボールペンを用いて楷書で正確に記入すること。
ただし記入枠に納まれば、プリンタ出力やスタンプ等も可とする。
また鉛筆での記入は不可とするが、これをコピーしたものは可とする。

※ 注意事項

- ◎ 本店又は支店等の1か所から申請する場合でも、本店と支店等で2か所から申請する場合でも、一括して申請書類を1部作成・提出のこと。なお申請できる支店等は1か所とする。
- コピーで提出できる書類は必ずA4判で提出すること。
- 原本で提出する書類がA4判より小さい時は、A4判の台紙に貼付すること。またA4判より大きい時は書類を折り込んで対応すること。
- ファイルの背表紙下段に商号又は名称を記載すること。また上段には何も記載しないこと。

5 提出書類

No	提出書類	注意事項
1	物品役務提供等入札参加資格審査申請書	指定様式。 片面コピー。 代表者 職 氏名、受任者の 職 氏名、支店名の名称は正確に記入すること。
2	申請業種総括表	指定様式。
3	申請業種調書	指定様式。 2か所の営業所から申請する場合は、同一業種の重複申請は不可。 「物品」は17頁、「役務提供」は3頁あるが、申請する業種の記載ページのみ提出すること。
4	営業経歴書	指定様式。 特約店・代理店に該当する場合は、特約店若しくは代理店の証明書(コピー可、申請日直前3ヶ月以内に発行されたもの)又は特約店若しくは代理店との契約書の写し(ただし、本申請時に契約中であることが分かるものに限る。)を添付すること。証明書又は契約書の写しが無い場合は主要取引メーカーの欄に記入すること。
5	委任状	指定様式。 支店等から申請する場合は必要。 委任期間は、有効期間にあわせ、申請日から令和7年3月31日まで。
6	誓約書	指定様式。 本店(本社)名 で記入すること。
7	完納証明書	コピー可。申請日直前3ヶ月以内のもの ○組合を組織する丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町及びまんのう町の営業所で申請する場合 ：下記「ア」・「イ」・「ウ」を提出すること。 ○香川県内かつ組合を組織する上記市町外の営業所で申請する場合 ：下記「イ」・「ウ」を提出すること。 ○香川県外の営業所で申請する場合 ：下記「ウ」を提出すること。 ア 営業所が所在する市町税全税目についての 本店の完納証明書(滞納のない証明書) 【申請営業所所在地の役所で交付のもの】 イ 香川県税全税目についての 本店の完納証明書 【各県税事務所等で交付のもの】 ウ 「法人税(個人は所得税)」及び「消費税及地方消費税」の 本店の完納証明書 【本店所在地を管轄する税務署で交付のもの、法人は 様式その3の3、個人は様式その3の2】
8	商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書	コピー可。 申請日直前3ヶ月以内に発行されたもの。法人のみ。
9	決算状況を明らかにする書類	コピー可。直前1年分。 法人：貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書 個人：所得税の確定申告書(収支内訳書含む)

10	営業許可証・登録証等	コピー可。 営業に関し、許可・認可又は登録を必要とする業種については、これを得たことを証明する書面が必要。
----	------------	----------------------------------------------------------

6 申請後に必要な手続き

① 物品・役務提供等入札参加資格審査申請書類に係る変更届出書の提出

申請後、申請内容（商号又は名称、所在地、電話番号、代表者、受任者）に変更が生じた場合や営業所を廃止した場合は、別紙『物品・役務提供等入札参加資格審査申請書類に係る変更届出書』に必要書類（登記簿抄本のコピー、委任状）を添えて直ちに提出（郵送可）すること。なお使用印鑑の変更届は不要。

※年度途中において、新規設立した支店・営業所への委任先変更を希望する場合は、新規で申請し直すこと。変更届は受付できない。

※事業所の合併若しくは分割等により、その資格を継承した場合は別途手続きが必要となるので、下記まで連絡のこと。

② 辞退届（物品・役務提供等入札参加資格）の提出

申請後、廃業やその他の理由により入札参加資格の全部又は一部を辞退する場合は、『辞退届（物品・役務提供等入札参加資格）』を直ちに提出（郵送可）すること。

③ 債権者登録届

本組合発注案件において、落札者となった場合、その請負代金の支払の際に支払先の口座等の情報を登録する「債権者登録届」を総務課へ提出すること。

提出の書式については、本組合ホームページ内の【トップページ】→【申込書等ダウンロード】のページ内、【総務課：債権者登録届】から書式をダウンロードすること。

なお、債権者登録の内容（代表者、社名、口座等）が変更になった場合は債権者登録内容の変更届が必要となるので注意すること。

【問い合わせ先】中讃広域行政事務組合 企画課 Tel (0877) 58-5321
(所在地 〒764-0021 香川県仲多度郡多度津町堀江五丁目 11 番地)